

第1回 （議事1） 愛荘町公共下水道事業 審議会資料 下水道事業の概要

1

令和7年7月29日

議事（１）下水道事業の概要

●公共下水道のしくみ

公共下水道は、家庭や事業所などから出される汚水等が、一度も外へ出ることなく、排水設備（トイレ、台所等）→下水道管→東北部処理場（彦根市松原町）へ流れ、処理場できれいな水に処理をされて琵琶湖へ放流するものです。

●下水道の役割

下水道は、町民の健康でかつ快適な生活環境を確保し、さらに琵琶湖の水質保全を図るために不可欠な施設です。主な役割は次のようなものがあります。

- 1、快適な生活環境をつくる→汚れた水が敷地内に溜まらないので、衛生的な暮らしがおくれます
- 2、自然環境を保全する→琵琶湖や河川の水質を保全し、豊かな自然環境の保全に寄与します
- 3、健全な水環境を形成する→きれいな水を琵琶湖に放流することで水のサイクルが形成されます

愛荘町下水道事業のあゆみ

本町の下水道は、昭和60年に「秦荘北第一処理分区」に集落排水として整備が開始され、5年の空白期間を経て、平成2年度から公共下水道として整備を再開し、平成9年4月1日に供用が開始されました。

- 昭和60年 常安寺地区で集落排水の整備開始。
- 平成2年度 公共下水道事業として整備を開始。（旧愛知川町、旧秦荘町）
- 平成9年度 公共下水道の共用開始。
- 平成18年度 2町合併で愛荘町なる。旧町の使用料体制のすり合わせを行い
現在の料金体制となる。（旧秦荘町：人数換算 旧愛知川町：水量換算）
- 平成31年度 経営状況等の実態をより詳細に把握できる企業会計方式を導入。
- 令和6年度 下水道事業経営戦略の見直しにより料金改定の必要性等が明確となる。
- 令和7年度 愛荘町下水道事業審議会の開催。

下水道使用料とは

- 下水道の使用が可能になるち、上水道または井戸水の使用水量をもとに算定する排水汚水量に応じた「下水道使用料」を納めていただいています。
- 下水道使用料は、各家庭や事業所などから排水される汚水を浄化し、琵琶湖に放流するために必要となる汚水処理費や施設の維持管理の財源となっています。
- 愛荘町の下水道使用料は平成18年の合併以降、20年間据え置きとなっており、見直しを行っていません。
(消費税率の改定のみ)

愛荘町公共下水道事業のデータ

令和6年度末時点

項 目		数 値	項 目		数 値
行政区域内人口	人	20,942	行政面積	ha	3,795
処理区域内人口	人	20,761	下水道計画面積	ha	1,073
下水道普及率	%	99.2	供用開始面積	ha	939
処理区域内水洗化人口	人	19,227	污水管延長	km	196
下水道普及率	%	92.6	年間発生汚水量	m ³	3,147,857
水洗化世帯数	世帯	7,487			

※下水道の普及率99.2%は滋賀県19市町のうち6番目の順位です